

28建指第386号
平成28年10月18日

各建築・住宅関係団体の長 殿

愛知県建設部建築局建築指導課長

愛知県建築基準条例の一部改正について（通知）

このことについて、愛知県建築基準条例を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

（1）改正内容

駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）の一部改正に伴い、愛知県建築基準条例第26条（大規模な自動車車庫）において、大規模な自動車車庫に設ける機械換気設備の換気能力に係る規定を改正する。

[改正前]

- ・床面積一平方メートルごとに毎時二十五立方メートル以上の外気を供給する機械換気設備を設けること。

[改正後]

- ・床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の外気を供給する機械換気設備を設けること。

（2）施行日

平成28年10月18日

担 当 建築指導グループ（山本、佐藤）
電 話 052-954-6586（ダイヤルイン）